

地平線

全日本港湾労働組合
関西地方建設支部機関誌

2023年4月7日 381号

全日本港湾労働組合関西地方建設支部

〒552-0021

大阪府大阪市港区築港1-12-27

電話 06-6572-2105 / FAX 06-6574-5648

kensetsu @ crux. ocn. ne. jp

インフレ・物価高の社会

厳しい経済的荒波の中、春闘で活動し生活と雇用を守っていこう！
職場と労働を基礎に人とつながり生活を前に進めていこう！

大企業の春闘は、テレビ、新聞などメディアで報道されていて、賃上げの成果が発表されていました。

しかし、大企業の賃上げ回答が終わった3月中旬になるとアメリカの中堅銀行二つが破産し、続いてスイスNO2の銀行が経営危機になり、NO1の銀行に吸収されるというニュースが流れ始めました。

10%にもなる世界的なインフレを抑え込もうと各国政府と中央銀行は金利を引き上げており、金利でつながる世界的金融経済は、2008年のリーマン危機以来の厳しい現実の中にあると見られています。

日本では10年ほど続いたアベノミクス、0金利・金融緩和の安倍・黒田日銀体制が終わりました。今の経済の現実を見ると誤った失敗の政策であったといえます。4/9よりは植田・日銀総裁の体制になり、金利引き上げも起こる新しい金融経済政策になっていきそうです。

4月になり大阪地下鉄（メトロ）はじめ交通運賃が10円～20円上がってきています。食糧・物価は上がり続けています。若い人がパンを買おうとコン

ビニに入ったら高くなっていて、手に取ったら小さく軽くなっていたので腹が立って買わなかったんや・・・と話していた。ある人は、ハムを買って料理したが薄くなっていて二袋ですんでいたのが三袋使わんとオカズにならんかったとっていた。社会の経済・金融的土台は揺れ動き変貌している。

そのような情勢の中中小零細企業の春闘は厳しいものになっています。

建設支部の各分会とも厳しい団体交渉になっています。樋口商店分会は1月29日に起こった工場のコンベアラインの火事で産廃収集の仕事が制約され、経営がライン再建を追及する中での厳しい交渉になっています。太平ビルサービス分会は3月23日の第1回団体交渉では検討中の回答で終わりました。4月18日の第2回団体交渉にむけ準備を進めています。春闘は、時間の流れでは6月はじめの夏一時金交渉ともみじかに繋がっています。粘り強く丁寧な対応で春闘を闘いぬき夏につなげて活動したたかっていきましょう。

今年の5 / 1 (月) 第54回釜ヶ崎メーデーは、今まで西成で4回の実行準備会を終わり、メーデー宣言作成の最後の段階になっています。地域で活動するの若い人たちとともに民衆メーデー実行委員会を作る方式に転換して4回目になります。

5 / 1 (月) 当日は朝8時30分、西成・三角公園に集合、集会開始、9時15分通天閣に向けてデモ出発。9時50分ごろ通天閣到着・皆で団結ガンバローをし

て流れ解散です。雨天決行です。よろしくお願いします。



2020年釜メーデーの隊列

四年ぶりお花見 行ってきました



4月2日、4年ぶりに「建設支部お花見ツアー」を行いました。今年は、長浜の豊公園と黒壁スクエアを散策してきました。絶好の花見日和のもと、満開の桜を満喫してきました。「来年もぜひやりたいね！」

参加者全員が、そう実感した一日でした。



古川分会の宮口英男さんが 亡くなりました

古川分会の宮口英男さんは、昨年の年末から入院していましたが3月31日肺疾患で亡くなりました。67歳でした。建設支部の初期のころから樋口さん、竹村さん、芦田さんらとともに古川分会の組合員として資本経営とたたかい、その後、自主再建、自主管理企業の仕事の続きをしてきました。そのような中で、時々、狭山闘争についての意見を書いて支部に手紙を送ってくれました。それを、支部の「地平線」に載せたこともありました。また、上組東圧分会の赤川さんとは、最後まで親友で、赤川さんのことでも支部に手紙を書いて知らせてくれていました。宮口さん、長い間ありがとうございました。



職場の仲間とともに
(左から三人目、しゃがんでいる)

今後の予定

- | | |
|----------------|------------------------------|
| 4/12 (水) 10:00 | 地本財政委員会 (於: 地方本部) |
| 4/13 (木) 18:30 | 日朝日韓連帯 (ヨンデネット運営委員会) |
| 4/14 (金) 9:30 | 地本労職対 (於: 地方本部) |
| 4/18 (火) 18:30 | 太平第2回団体交渉 (於: 大東市民会館) |
| 4/25 (火) 18:00 | 弁護士相談会 |
| 5/1 (月) 8:30 | 第54回釜ヶ崎メーデー (於: 三角公園) |
| 9:15 | デモ出発 (通天閣へ) |
| 9:50 | 通天閣到着・流れ解散 |
| 5/3 (水) 14:00 | 輝け憲法! 平和と命と人権と (於: 扇町公園) |
| 16:00 | 環状線「天満」、メトロ「扇町」下車
集会終了後デモ |
| 5/5 (金) ~6 (土) | |
| 10:00 | 「アジアから問われる日本の戦争」展 |
| ~19:00 | (於: エルおおさか) |
| 5/8 (月) 18:30 | 支部執行委員会 |

建設支部
HP



労災認定の後退に反対します

東京高裁後退判決

仕事の原因で精神障害を発病した人に労災を認めた国に対し、雇用主がその決定を取り消すよう求める裁判が東京で起こされていました。雇用主の求めを「事業主に労災決定の取り消しを求める権利はない」と従来通り門前払いした東京地裁の判断を、昨年11月東京高裁は取り消し地裁に差し戻しました。きわめて衝撃的な判決でした。

加藤厚労相も「労災保険制度は被災労働者の迅速・公正な保護のために創設された。労災保険給付について事業主が争うことができる」とすると制度の趣旨を損なってしまう」と述べたそうです。

厚労省法解釈を改悪

労災保険の保険料(全額雇用主負担)は業種によって保険料率が違います。建設や港湾などの労災の多い業種は高い保険料率となっています。同じ業種でも事業場ごとの労災発生状況によって保険料率が調整されます。つまり労働災害の発生が少なければ労災保険料は割安になり、反対に災害発生が多ければ保険料は割高となります。この保険料率の調整を「労災保険料のメリット制」といいます。

国が行うこの労災保険料率の決定に対して事業主が不服申し立てを行う際に、決定のもととなった労災支給に対して雇用主がその可否を主張することを従来厚労省は認めてきませんでした。ところが昨年末厚労省の労働政策審議会で労災支給の可否を主張する異議申し立てを認める

方向転換を行いました。上記の裁判例などが影響しているようです。

労働者の権利後退に反対

厚労省によると、保険料率の決定に対して事業主が労災支給の可否を理由として争うことは認めるが、その結果にかかわらず被災労働者に対する労災支給は取り消さない、と言っています。取り消さないのは当たり前である。

しかしこの通達により事業主が労災支給の可否を公然と争うことを、制度上一部とはいえ可能にしてしまいました。監督行政の一线では、労災認定にあたり雇用主の異議申し立てを強く意識することは容易に想像できます。

過労死やうつなどの精神障害の発症などの労災申請は今でも極めて狭き門となっています。被災労働者にとっては労災支給にこぎつけるまで幾多の関門が待ち構えており、さらに労働能力が失われるのですからすぐさま困窮する可能性がある状態で裁判など苦闘を強いられます。一方雇用主には労災を認めたくない経済的要因は極めて強いものがあり当然訴訟を起こす財源も持ち合わせています。

このように彼我の力関係に大きな差異がある現状で、労災支給の可否を雇用主が争う権利を与える今回の改変は被災労働者保護を大きく後退させるものです。労災職業病闘争の前進でくいとめましょう。